

令和3年度税制改正等について

1. 電気事業法の改正に伴う税制措置

(1) 災害復旧交付金創設に伴う措置（令和3年4月1日以後に終了する事業年度から適用）

電気供給業に係る法人事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、広域的運営推進機関が交付する電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付金が追加されました。

(2) 配電事業及び特定卸供給事業の創設に伴う措置（令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用）

電気供給業のうち、配電事業及び特定卸供給事業に係る法人事業税の課税方式、税率及び分割基準が以下のとおり改正されました。

電気供給業のうち、配電事業及び特定卸供給事業に係る法人事業税・特別法人事業税の税率

対象法人	区分	法人事業税率	特別法人事業税率
配電事業	収入割	1. 0%	基準法人収入割額の 30%
特定卸供給事業 (資本金1億円超の 普通法人)	収入割	0. 75%	基準法人収入割の 40%
	付加価値割	0. 37%	
	資本割	0. 15%	
特定卸供給事業 (資本金1億円以下の 普通法人等)	収入割	0. 75%	
	所得割	1. 85%	

上記事業に係る分割基準

対象法人	分割基準	
配電事業	課税標準の 4分の3	① 発電所に接続する電線路の送電容量
	課税標準の 4分の1	② 事務所等の固定資産の価額 ※上記①がない場合は、全額を②で分割。
特定卸供給事業	課税標準の 4分の3	① 発電所の用に供する固定資産の価額
	課税標準の 4分の1	② 事務所等の固定資産の価額 ※上記①がない場合は、全額を②で分割。

2. 付加価値割における賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し

令和3年4月1日から令和5年3月31日までに開始する各事業年度において国内新規雇用者に対して給与等を支給する場合において、新規雇用者給与等支給額の新規雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2%以上であるときは、控除対象新規雇用者給与等支給額を法人事業税の付加価値割の課税標準額から控除できることとなりました。

3. その他の主な改正

(1) ガス事業者の分社化に伴う収入金額の算定の見直し

ガス供給業に係る法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、特別一般ガス導管事業者によるガス小売事業又はガス製造事業の兼業が禁止されることに伴い分社化しグループ会社となったガス事業者の間の取引に係る収入金額のうち、ガスの安定供給の確保のためにやむを得ずグループ会社間で行わなければならないものとして事前に経済産業大臣の承認を受けた取引を行う場合において当該取引の料金として支払うべき金額に相当する金額を追加する課税標準の特例措置が令和4年4月1日から5年間に限り適用されることとなりました。

(2) 地方税関係書類の押印義務の見直し

省令（地方税法施行規則）様式で提出者等の押印を求めていた地方税関係書類等について、原則として押印を要しないこととなりました。

本件に対する問合せ ⇒ 各県税事務所 法人担当まで

中央県税事務所	043(231)2300	旭県税事務所	0479(62)0772
千葉西県税事務所	043(279)7111	東金県税事務所	0475(54)0223
船橋県税事務所	047(433)1278	茂原県税事務所	0475(22)1721
松戸県税事務所	047(361)2279	館山県税事務所	0470(22)7117
柏県税事務所	04(7147)8743	木更津県税事務所	0438(25)1110
佐倉県税事務所	043(483)1114	市原県税事務所	0436(22)2171
香取県税事務所	0478(54)1314		

<http://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/jimusho/index.html>